

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第5条第1項の規定による平成20年6月29日付け大規模小売店舗の新設の届出について、法第8条第2項の規定による意見書の提出がありましたので、法第8条第3項の規定に基づき、次のとおり意見の概要を公告するとともに、その意見を縦覧に供します。

平成20年11月19日

京都市長 門川大 作

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルタウン（仮称）太秦店

京都市右京区常盤東ノ町26-5他

2 意見の概要

- (1) 自動車出入口を城北街道（宇多野・吉祥院線）1箇所のみ設けること
によって車両が集中するので、丸太町通りにも出入口を設けること
- (2) 自動車出入口は丸太町通側のみとすること。
- (3) 車の流れが丸太町通へ行くよう配慮すること。
- (4) 城北街道南側の周辺生活道路は通学路等に使用されており、車両が流入することで危険を招く。
- (5) 下立売通は道幅が狭いため交通事故の危険がある。
- (6) 交通量調査が観光シーズンではない時期に行われているのでピーク時の実態を反映していない。
- (7) 交通整理員を配置すること。
- (8) 城北街道（宇多野・吉祥院線）は現在でも渋滞している。
- (9) 自動車による渋滞、排気ガス、騒音等の住環境の悪化について考慮すること
- (10) 開店後、問題点があれば誠意をもって対応すること。
- (11) 近隣の清掃活動に努めること。

3 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成20年11月19日（水）から平成20年12月19日（金）まで
（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

なお、上記2の意見の概要は、法第4条第2項の規定による大規模小売店舗

を設置する者が配慮すべき事項に該当するか否かに関わりなく，提出された意見の概要をまとめたものです。

(産業観光局商工部商業振興課)